

伊勢崎市営住宅入居申込みのしおり

保証人不要

市外からの
申込み可能

敷金あり
礼金なし

募集は2種類です。

定期募集

年3回募集（5月・9月・1月）

随時募集

随時申込み可能。申込みは先着順です。



くわまる

伊勢崎市 建設部 住宅課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

電話（直通）0270-27-2764

（代表）0270-24-5111

（内線）2334、2335

ホームページを公開しています。



伊勢崎市HP
「市営住宅への入居」

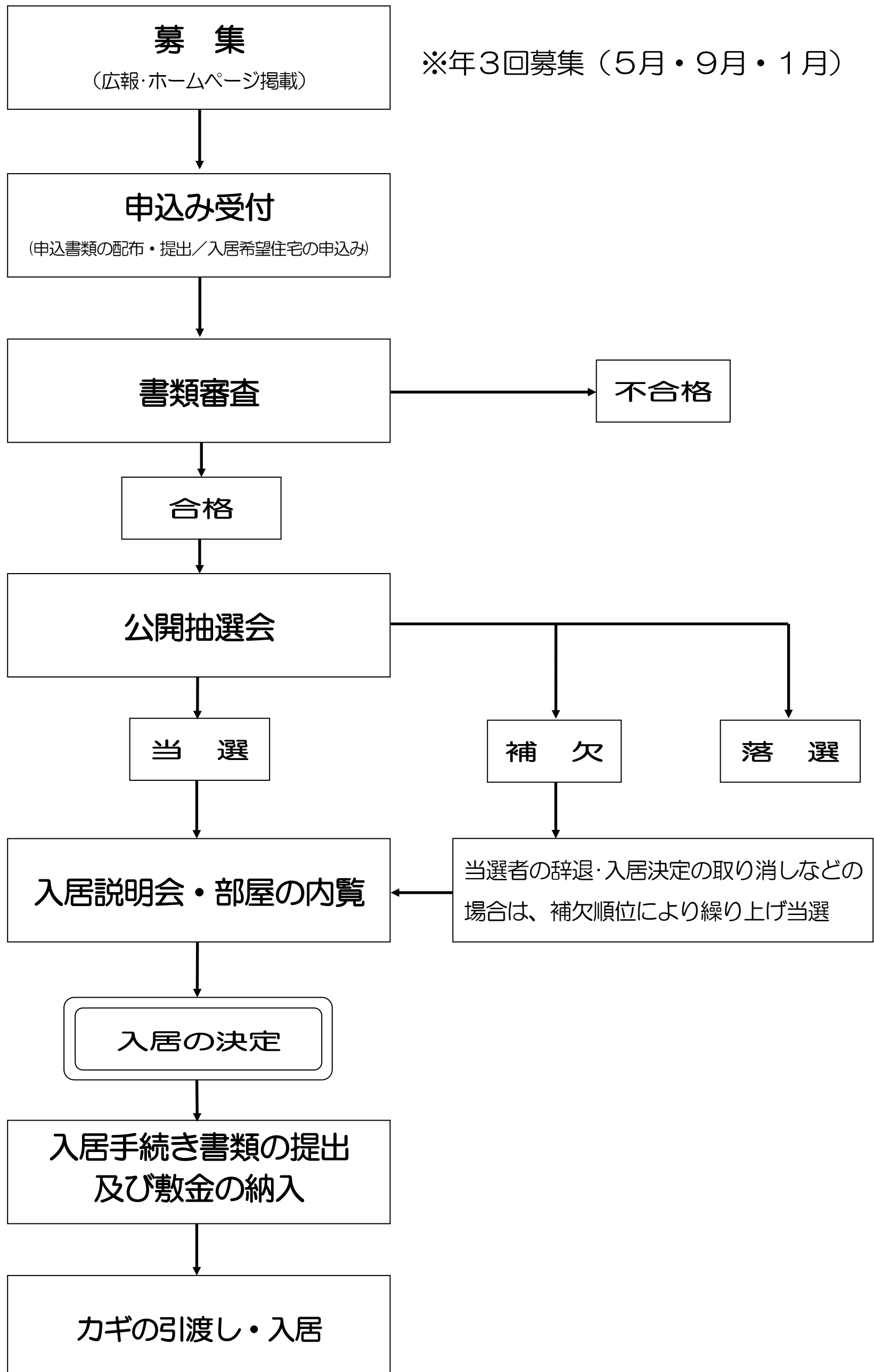
検索する場合は…

伊勢崎市 市営住宅

検索

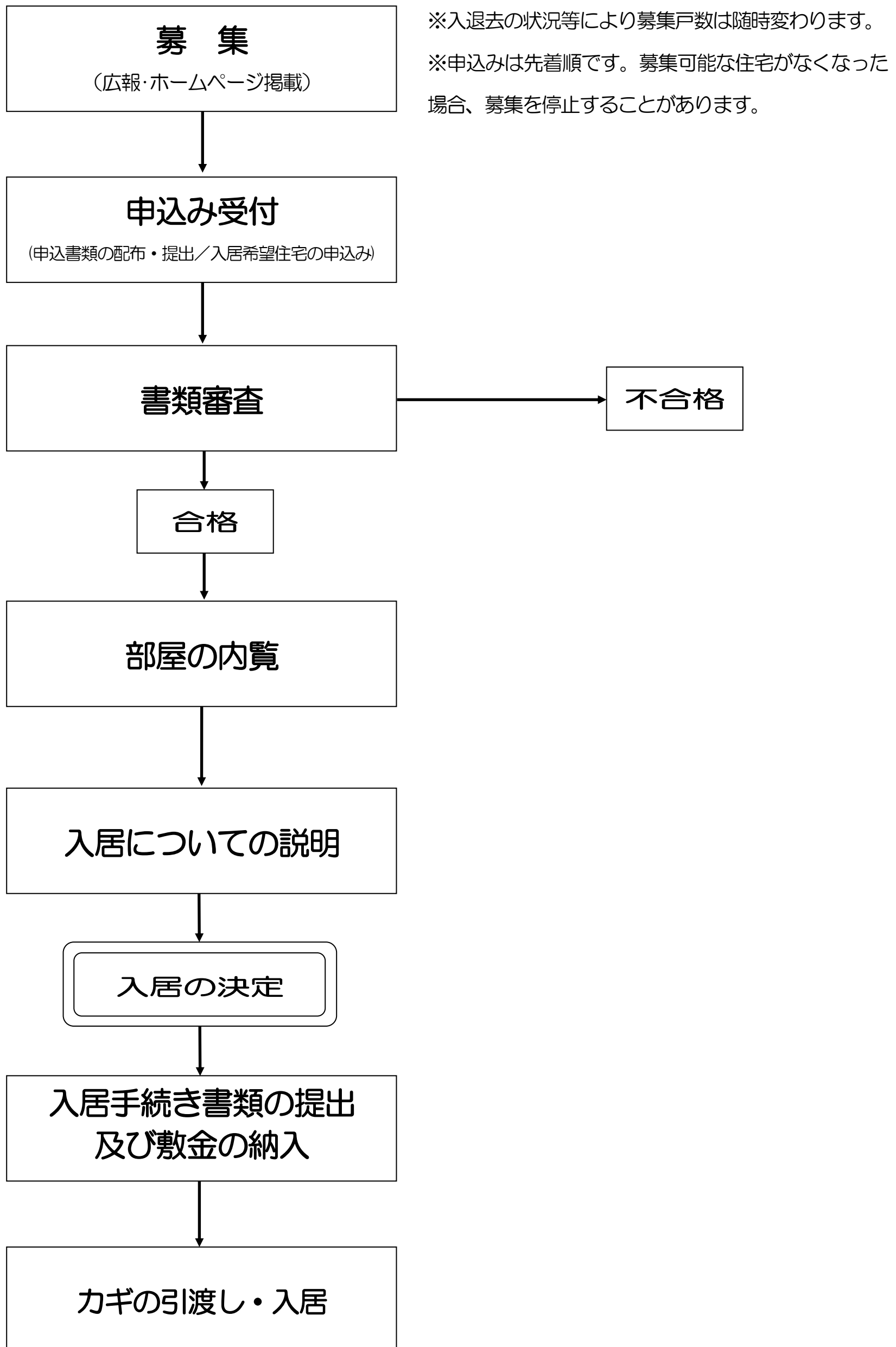
—定期募集の申込みから入居までの流れ—

(申込可能期間が決まっています。申込みから入居まで2ヵ月程度かかります)



— 随時募集の申込みから入居までの流れ —

(随時申込みができます。内覧から入居まで1 ヶ月程度かかります)



◆入居申込みに際して

- 申込みは、1世帯につき1戸に限ります。（世帯を不自然に分けて申し込むことはできません。）
 - 市営住宅の入居資格にはいくつかの制限があります。あなたに資格があるか十分にお確かめください。収入が一定の金額を超えたり、入居しようとしている方（同居者を含む）が持ち家などを所有している（共有名義の場合も含む）など、資格のない方が申し込まれても受付できませんのであらかじめ御承知ください。
 - 外国籍の方は、在留資格を確認させていただきます。
- ※ 申込書の記入方法、申込み資格など入居申込みについて不明な点がございましたら御相談ください。

◆入居募集・受付・決定について

- 定期募集は原則として年3回で、定期募集ごとに広報やホームページで募集します。
- 随時募集は随時で申込みを受け付けています。（募集可能な住宅がなくなった場合、募集を停止することがあります。）
- インターネット、電話及び郵送での受付は行っておりません。
- 入居者の決定は、定期募集の場合は原則申込者による公開抽選によって決定します。（随時募集の場合は書類審査のみ。）
- 内覧をする部屋は修繕が完了している部屋です。畳の表替以外の追加修繕は原則行いません。内覧後の自己都合によるキャンセルは、他の申込者の迷惑になるため、ご遠慮ください。

◆「市営住宅」とは

市が国の補助を受けて建設した住宅で、住宅に困窮しておりかつ低額所得者（伊勢崎市営住宅管理条例等で定めた額以下の所得者）の方が入居できる賃貸住宅です。この住宅は、満3年以上入居し一定の額を超える収入に達した場合には、住宅を明け渡すよう努力しなければならず、なおかつ、割増家賃を支払うことになっています。また、次の場合は、住宅の明渡しを請求され、契約が取り消されることがあります。

- (1) 他に迷惑を及ぼす行為や周辺の環境を乱す行為をしたとき。
- (2) 市長の承認を受けずに、他の者に転貸し又は用途を変更したとき。
- (3) 高額所得者と認定されたとき。
- (4) 不正行為により入居したとき。
- (5) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- (6) 理由がなく、15日以上住まないとき。
- (7) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (8) 暴力団員の構成員及び準構成員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）。
- (9) 条例に規定する手続き・保管義務・禁止事項等に違反があったとき

◆「特定公共賃貸住宅」とは

市が国の補助を受けて、国土交通省が定める中堅所得者等で、自らの居住するために住宅を必要とする方に供給するために建設した賃貸住宅です。この住宅は入居して国土交通省が定める一定の額を超える所得に達した場合には、割増家賃を支払うことになっています。また、次の場合は、住宅の明渡しを請求され、契約が取り消されることがあります。

- (1) 他に迷惑を及ぼす行為や周辺の環境を乱す行為をしたとき。
- (2) 市長の承認を受けずに、他の者に転貸し又は用途を変更したとき。
- (3) 不正行為により入居したとき。
- (4) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 理由がなく、15日以上住まないとき。
- (6) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (7) 暴力団員の構成員及び準構成員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）。
- (8) 条例に規定する手続き・保管義務・禁止事項等に違反があったとき。

◆「特定目的別分散入居」とは

棟ごとに世帯バランスの取れた住環境形成を図るため、母子・高齢者・障害者・単身者・新婚及び子育て・一般という6つの世帯を分散して配置するものです。

◆「定期入居制度」とは

従来、公営住宅では入居期間の期限がありませんでしたが、本市では全ての住宅を対象として10年を超えない範囲で入居希望者がマイプランシートを作成することにより自分で退去日を決めていただきます。

いつの時代も新たな住宅困窮者がいますので、今後、入居される方は計画をたて、次の住宅困窮者に明け渡すことが義務となっています。

◆「共益費」とは

住宅の共用部分の維持管理運営にあてる費用のことを言います。例えば階段灯、外灯などの電気料及び電球の交換費用、エレベーター等の電気料、浄化槽の清掃、共用水道使用料、除草、植栽の低木の手入れ等の費用は家賃とは別に共益費として必要となります。住宅により設備等が異なりますので共益費の額は棟ごとに違う場合があります。

◆「身元引受人」とは

単身で入居される方のみ必要となります。単身で入居する方は、体調を崩し介護が必要又は死亡された場合など何かあった場合に、身元引受人の方に本人に代わり手続きをお願いしなければなりません。緊急時にご対応いただくことがあるため、県内などなるべく近い地域にお住いの方をお願いします。

◆「緊急連絡先」とは

入居者の安否確認や市営住宅における事故の発生等の緊急時において、入居者と連絡が取れない時のみ使用します。

◆「契約」とは

この契約は借地借家法第38条第1項に基づいて締結されますので自動更新はないものとします。

入居が決定した時は、マイプランシートの作成により退去日を決定し入居者・市長と二者で実印を押印して契約書を作成します。また、単身者は契約書作成時に身元引受人を決めます。契約書は各々1通を保有して退去日まで保存します。契約には入居者及び身元引受人の実印が必要となりますので、印鑑登録がお済みでない方はあらかじめご登録ください。

1. 市営住宅の入居申込み資格者（申込者は18歳以上の成人であること）

- (1) 現在住宅に困窮していることが明らかな方。入居希望者（同居者を含む）が持ち家などを所有していないこと。（共有名義の場合も含む）
- (2) 世帯員2人以上の家族構成を有する場合は、申込者の配偶者等、3親等以内の血族または1親等の姻族の方。

配偶者等	婚姻中の配偶者、婚約中の方（申込期間内に入籍可能な方）、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（群馬県の「ぐんまパートナーシップ宣誓書カード」の交付を受けている方を含む）
3親等以内の血族	曾 ^{そう} 祖 ^そ 父 ^ふ 母 ^ぼ 、祖 ^そ 父 ^ふ 母 ^ぼ 、父 ^お 母 ^ぼ 、伯 ^お 叔 ^じ 父 ^お 母 ^ぼ 、兄 ^お 弟 ^い 姉 ^い 妹 ^{めい} 、甥 ^お 姪 ^い 、子 ^こ 、孫 ^{ひまご} 、曾 ^{ひまご} 孫 ^{ひまご}
1親等の姻族	配偶者の父母、配偶者の子、子の配偶者

- (3) 世帯の全員が市町村民税等の滞納がないこと。
- (4) 世帯の全員が暴力団員の構成員及び準構成員でないこと。
- (5) 入居に際して、敷金（家賃の3ヶ月分）を納められる方。
- (6) 単身で申込みの場合は、身元引受人1名をつけられる方。
- (7) 次の収入基準以内の方。（前年中の収入が次の収入基準に当てはまる方。）

高齢者世帯、障害者世帯、小学校就学前の子がいる世帯、 単身者世帯の一部（60歳以上、障害のある方、等）	収入月額が214,000円まで
上記以外の世帯の場合	収入月額が158,000円まで

収入月額の計算方法

「収入月額」とは、申込者本人及び同居者の過去1年間における「年間所得金額」の合計額から「控除額」を差し引いた額を12で割り、1か月分に換算した額です。

「年間所得金額」とは、給与所得者の場合は総収入ではなく給与所得控除後の金額です。申込者本人及び同居者の前年中（1月～12月）における所得金額の合計額となります。

「控除額」とは、公営住宅法で定める控除の種類に該当する控除額の合計です。

（給与所得者の場合）

= { 年間所得金額（の合計） -

給与年金控除 - （同居者数【申込者を除く】×38万円）

 - 特別控除 } ÷ 12ヶ月

(A)

(B)

※公的年金所得者や事業所得のある方、年の中途中で退職、転職をした方は住宅課にてご確認ください。

(A) 一般控除

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
給与年金控除	申込者本人又は同居者で、給与所得等がある方。(年間所得金額が10万円未満である場合はその所得金額です。)	1人に付き 10万円
同居者控除	申込者本人を除く同居者、又は、所得税法上の別居扶養の対象となっている方。(収入の有無にかかわらず控除され、すべての世帯に該当します。)	1人に付き 38万円

(B) 特別控除

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
老人扶養控除	申込み時、所得税法上の扶養親族又は同一生計配偶者で70歳以上の方。	1人に付き 10万円
特定扶養控除	申込み時、所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方。	1人に付き 25万円
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族で、配偶者と死別し、もしくは離婚した後、婚姻していない、又は配偶者の生死が明らかでない(船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死がわからない場合など)方で、生計を一にする子(扶養親族であり年間所得金額48万円以下)を有し、年間所得金額が500万円以下の方。(年間所得金額が35万円未満である場合はその所得金額です。) ※未婚の方についても控除の対象となります。	1人に付き 35万円
寡婦控除	① 申込者本人又は同居親族で、夫と死別し、もしくは離婚した後、婚姻していない、又は夫の生死が明らかでない(船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死がわからない場合など)女性で、扶養親族がいる方(子を除く)で、年間所得金額が500万円以下の方。 ② 申込者本人又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない、又は、夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方。 ※年間所得金額が27万円未満である場合はその所得金額です。	1人に付き 27万円
障害者控除	申込者本人や同居者で、身体障害者手帳(3～6級)、精神障害者保健福祉手帳(2級か3級)又は療育手帳(B級)を持っている方。	1人に付き 27万円
特別障害控除	申込者本人や同居者で、身体障害者手帳(1～2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)又は療育手帳(A級)を持っている方。	1人に付き 40万円

所得金額に含まれないもの

- ▲ 退職所得や一時所得
- ▲ 生活保護法による扶助料、労働基準法による災害保障、労働者災害(公務員災害)補償保険法による補償や雇用保険法による失業給付による収入
- ▲ 障害年金、障害手当金、遺族年金、通算遺族年金や脱退手当金などの収入
- ▲ 旅費などの実費弁償や仕送りなどによる収入
- ▲ 入居までに職を辞める人の収入

2. 世帯区分

市営住宅は次の世帯に分けて入居の募集を行っています。

母子世帯 【单身不可】	現在婚姻していない母と20歳未満の子がいる世帯。
高齢者世帯 【单身不可】	申込者本人が60歳以上の方であり、かつ次のいずれかに該当する同居親族のみからなる世帯。 (1) 60歳以上か18歳未満の方。 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた1～4級の記載のある方。 (3) 精神障害保健福祉手帳の交付を受けた1級または2級の記載のある方。 (4) 重度（A1, A2, A3）または中度（B1）の知的障害と判定された方。
障害者世帯 【单身不可】	申込者本人または同居親族の中に次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた1～4級の記載のある方。 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた1級または2級の記載のある方。 (3) 重度（A1, A2, A3）または中度（B1）の知的障害と判定された方。 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けた記載のされている方。
単身者世帯	次のいずれかに該当する単身の世帯。（該当がない場合は、一般世帯で単身入居が可能な住宅へ申込みができます。） (1) 60歳以上の方。 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた1級～4級の記載のある方。 (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である方。 (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた1級～3級の記載のある方及び知的障害者でその障害の程度が重度（A1, A2, A3）中度（B1）軽度（B2）と判定された方。 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。 (6) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。 (7) 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。 (8) ハンセン病療養所入所者等の方。 (9) DV被害者の方。（裁判所や女性相談所等の証明が必要です）
新婚世帯 【单身不可】	婚姻届出の日から3年を経過せず、申込者と配偶者の年齢の合計が70歳以下である世帯。
子育て世帯 【单身不可】	夫婦と小学校就学の始期に達しない子供のいる世帯。
一般世帯	上記以外の世帯。また、外国籍の方で定住者（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等を含む）の在留資格を有する世帯。（永住・特別永住者は上記世帯でも申込みが可能です。）

3. 入居申込みの注意事項

- (1) この入居申込みのしおりをよく読んでください。
- (2) 入居申込書は正しく分かりやすく書いてください。（記入するすべての事項は事実と相違ないこと。）
- (3) 申込み後、住所・氏名や勤務先及び収入や同居予定家族に変更が生じた場合は、早急に住宅課まで連絡してください。
- (4) 住宅の共用部分の維持管理運営にあてる費用（共益費）は入居者の費用負担となります。
- (5) 入居申込みにより提出された書類等は当選された方にはお返しいたしません。
- (6) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為や周辺の環境を乱す行為は禁止しています。

禁 止 行 為

- ・犬・猫・鳥・昆虫・魚・爬虫類などの動物の飼育、又は餌付け
- ・深夜から早朝にかけての時間帯の騒音や振動
- ・駐輪場等への不法投棄や敷地内の家庭菜園化
- ・契約した指定駐車場以外の区画への駐車

- (7) 市営住宅を退去する際は、原状回復のため、畳の表替え、ふすま等の張替え、ルームクリーニングの費用が退去者負担となります。その他室内の使用状況に応じて必要と認められる場合は、退去者負担での修繕をお願いすることがあります。

4. 申込みに必要な書類

- (1) 入居申込書
- (2) 完納証明書（滞納のない証明書）・・・15歳以上の方
- (3) 在学証明書・・・15歳以上で学生の方
- (4) 住民票の写し
 - ・入居を予定している方全員分（伊勢崎市在住でマイナンバーを利用する場合は省略可能）
 - ※発行日から3ヶ月以内のもの、本籍・続柄の記載のあるもの
 - ・母子・父子・単身・新婚世帯で入居する場合など・・・戸籍謄本等
- (5) 前年分所得課税証明書
 - ・収入のある方全員分（マイナンバーを利用する場合、伊勢崎市在住期間によっては省略可能）

※世帯の状況により、上記以外に追加で書類を提出していただく場合があります。

5. 入居者の決定方法等

- (1) 定期募集については、申込者の書類及び聞き取りにより入居資格及び住宅困窮度を確認して、有資格者のみで公開抽選となります。（随時募集については書類審査のみとなります。）
- (2) 入居決定者は、指定された期日までに入居の手続き（敷金の納入、契約書等の提出）を完了してください。
- (3) 入居の手続きが完了したら入居部屋の鍵をお渡しします。

6. その他

入居手続き等について、しおりに掲載されていない事項は住宅課へ問い合わせ下さい。

一 般 公 募 市 営 住 宅 一 覧 表

共通設備：風呂釜又は給湯器、水洗トイレ

(間取り・家賃の変更が生じることがあります)								
団 地 名	所 在 地	建設年度	住宅戸数	構 造	間 取 り	家 賃 (円)	通学学校名	備 考
昭 和	昭和町 1651－1	H1	24	中層耐火 4 階建	2DK・3DK	15,200 円～37,800 円	殖蓮小学校 殖蓮中学校	★随時募集住戸有 都市ガス
茂 呂 島	新栄町 3835－11 他	H2～H9	416	中耐 3 階 中耐 4 階	2DK・2LDK・3DK	15,300 円～46,600 円	広瀬小学校 第二中学校	★随時募集住戸有 都市ガス BS アンテナ(H～S 棟)
茂 呂	新栄町 3859－1 他	H22・H24 H27・H28 H30	40	木 造 2 階	2DK	18,800 円～38,400 円	広瀬小学校 第二中学校	都市ガス
豊 城 西	豊城町 2109－2 他	S61～S63	177	中層耐火 3 階	2DK・3DK	13,600 円～34,500 円	殖蓮小学校 殖蓮中学校	★随時募集住戸有 L P ガス
羽 黒	羽黒町 31 他	S47・S48	(中耐) 88	中耐 4 階	(中耐)1LDK・2LDK	15,600 円～43,900 円	豊受小学校 第四中学校	★随時募集住戸有 L P ガス BS アンテナ(A～I 棟) E V 付 (C～I 棟)
		H10・H12 H13・H17 H19・H25	224	中耐 3 階 中耐 4 階 中耐 5 階	1LDK・2DK・2LDK・3DK			
高 田	東本町 112－1	S49	24	中層耐火 4 階	2LDK	17,200 円～34,100 円	殖蓮第二小学校 殖蓮中学校	★随時募集住戸有 都市ガス
山 王	山王町 1075－1 他	S50～S53	192	中耐 4 階 簡耐 2 階	2LDK・3K・3DK	13,400 円～31,500 円	広瀬小学校 第二中学校	★随時募集住戸有 L P ガス
太 田	太田町 1129	S54 S55	120	中層耐火 3 階	2LDK・3DK	14,800 円～33400 円	三郷小学校 第三中学校	都市ガス
波 志 江	波志江町 3681－4	S56 S57	50	中耐 3 階 中耐 4 階	2LDK	15,800 円～32,700 円	三郷小学校 第三中学校	★随時募集住戸有 L P ガス
今 泉	今泉町 1 丁目 3－1	S58	52	高層耐火 7 階	3DK	17,200 円～33,900 円	茂呂小学校 第一中学校	都市ガス エレベーター付
豊 城 北	豊城町 2263－2	S59 S60	36	中層耐火 3 階	3DK	18,100 円～35,500 円	殖蓮小学校 殖蓮中学校	★随時募集住戸有 L P ガス
平 和	平和町 27－15	H11	20	高層耐火 9 階	2LDK・3DK	20,900 円～44,600 円	北小学校 第三中学校	都市ガス エレベーター付 BS アンテナ
i タワー 花 の 森	大手町 3－1	H15	45	高層耐火 13 階	1DK・2DK・2LDK ・3DK	15,500 円～53,300 円	北小学校 第三中学校	都市ガス エレベーター付 BS アンテナ
			(特公賃) 5		(特公賃) 2DK・3DK	82,000 円～92,900 円		
赤堀千鳥	磯町 6	H3	15	中層耐火 3 階	3DK	16,900 円～36,800 円	赤堀小学校 赤堀中学校	L P ガス BS アンテナ
境上武士	境上武士 983－1 他	H16 H19 H20	33	木 造 一部 2 階	1DK・2DK・2LDK・3DK	10,800 円～45,300 円	境剛志小学校 境西中学校	L P ガス
境百々第 2	境百々 124	H5	12	中層耐火 3 階	2LDK・3DK	19,300 円～40,200 円	境小学校 境南中学校	L P ガス
境 木 島	境木島 534－1 他	H6 H8	36	中層耐火 3 階	3DK	20,600 円～43,800 円	境采女小学校 境北中学校	★随時募集住戸有 L P ガス
境下武士	境下武士 1301	H10	24	中層耐火 3 階	2DK・3DK	19,000 円～46,000 円	境剛志小学校 境西中学校	★随時募集住戸有 L P ガス
境 の 前	境 140	H11	20	木 造 一部 2 階	1DK・2DK・3DK	11,300 円～41,900 円	境小学校 境南中学校	L P ガス
境 保 泉	境保泉 1130－2	H13	10	木 造 一部 2 階	1DK・2DK・3DK	11,300 円～42,200 円	境剛志小学校 境西中学校	L P ガス
境百々第 1	境百々 146－3	H14 H15	18	木 造 一部 2 階	1DK・2DK・3DK	10,300 円～43,400 円	境小学校 境南中学校	L P ガス

※駐車場使用料は、1 台分につき月額 2, 2 0 0 円です。ただし、赤堀地区および境地区内の住宅は月額 1, 6 4 0 円、平和住宅は月額 3, 3 0 0 円、i タワー花の森住宅は月額 2, 9 7 0 円となります。また、2 台目以降の料金は上記料金と異なります。

伊勢崎市営住宅案内図

